資料1-2

規制・制度改革委員会 経済活性化ワーキンググループ に係るヒアリング資料

# 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 の実施の届出について

平成24年11月15日(木) 環境省水·大気環境局大気環境課

# 【No.51: 大気汚染防止法関係】

〇特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定 (非常時の緊急作業)の弾力的な運用

災害その他非常の事態の発生時における特定粉じん (アスベスト) 排出等作業の届出は、排出作業を緊急に行う必要がある場合は例外 規定により事後届出が認められている。

同様に非常事態時の水平展開等についても、事後届出で可とする など、例外規定の弾力的な運用を行うべきではないか。

### <大気汚染防止法>

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第18条の15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、<u>速やかに</u>、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に<u>届け出なければならない。</u>

<大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について> (平成9年2月12日環大規31号)

- 第1 特定粉じん排出等作業の規制
- 3 実施の届出

## 1)制度の概要

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、所要の事項を都道府県知事又は法第31条第1項の規定に基づき事務の委任を受けた市の長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、事前届出の例外が認められる(法第18条の15第1項及び第2項並びに規則第10条の4及び様式第3の4)。

「緊急に行う必要がある場合」とは、典型的には、災害で崩壊し、交通等に支障を及ぼしている建築物を緊急に解体するような場合であるが、建築基準法第9条第1項若しくは第11項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第11条第1項又は第90条の2第1項の規定に基づく特定行政庁の命令(違反建築物に対する除却命令等)であって、当該命令等に伴い特定粉じん排出等作業を14日以内に開始しなければならないこととなる場合もこれに該当する。

### 4 計画変更命令

#### 1)制度の概要

都道府県知事等は、特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、届出受理の日から14日以内に限り、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる(法第18条の16)。

なお、本規定は、<u>法第18条の15第2項の規定による届出があった場合には適用できないため、この場合の作業基準遵守の担保措置は、第18条の18の規定に基づく作業基準適合命令等により講じられたい。</u>